

## 本号で公布された条例のあらまし

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する  
条例（埼玉県条例第六号）（人事課）

### 一 趣旨

地方公務員法及び地方自治法の一部改正により、新たに会計年度任用職員制度  
が導入され、給料を支給される職員が補償の対象となることに伴う規定の整備

### 二 内容

給料を支給される職員の補償基礎額の適用について規定を整備

### 三 施行期日

令和二年四月一日